

優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価（スクリーニング評価に準じた評価）の進め方及び評価結果（案）

1. 目的

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）では、既存化学物質を含む一般化学物質等を対象にスクリーニング評価を実施してリスクが十分に低いと判断できない化学物質を絞り込み、それらを優先評価化学物質に指定した上で、リスク評価を行うこととしている。

スクリーニング評価は、一般化学物質ごとに「人健康影響」と「生態影響」に係る2通りで評価を行うこととしているため、以下の3通りの優先評価化学物質が存在する。

- ①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質

その結果、「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「人健康影響」のリスク評価のみが進められ、同様に「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「生態影響」のリスク評価のみが進められている。

しかし、優先評価化学物質の指定根拠ではない項目についても、リスクがないとは認められないかどうかを評価することが必要である。

そこで、①と②の優先評価化学物質の指定根拠でない項目については、毎年度、最新の有害性クラス及び暴露クラスを用いて、スクリーニング評価に準じた評価を実施し、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた場合には、優先評価化学物質の指定根拠に追加することとする。

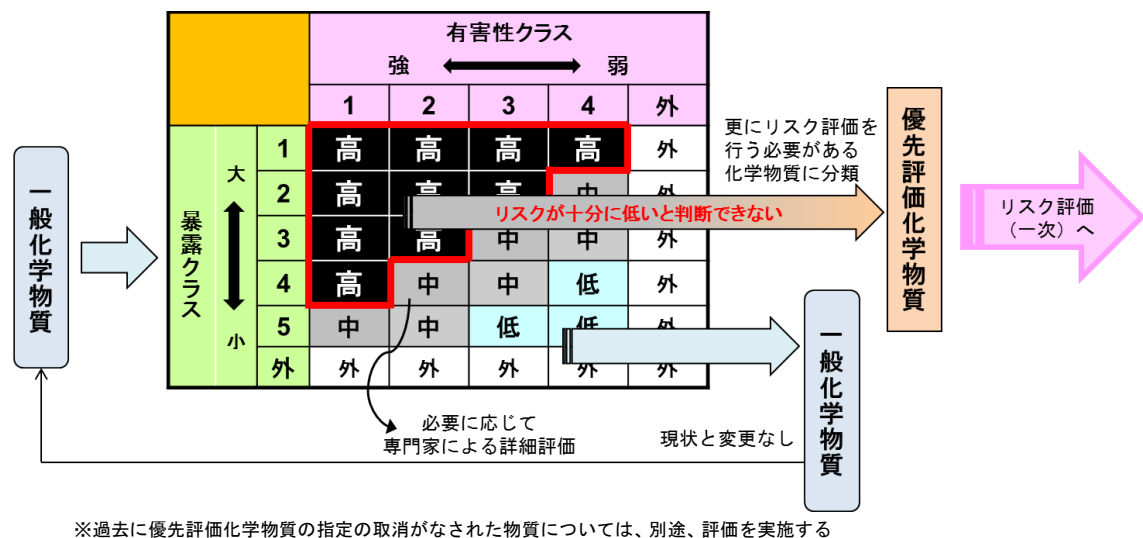
（参考）優先評価化学物質の指定状況（令和7年1月14日現在）

①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	87物質
②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	100物質
③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質	38物質
優先評価化学物質の合計	225物質

2. 評価方法

一般化学物質と同様に、有害性クラスと暴露クラスのマトリックス（以下「優先度マトリックス」という。）において有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が「中」に区分される物質のうち、専門家による詳細評価に基づき必要性が認められた物質について、優先評価化学物質と

32 して指定することが適当であるとする。



33

34

35

図1 スクリーニング評価のイメージ

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

有害性クラスは、化審法において着目している長期毒性に係る有害性情報について、「化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について【改訂第2版】¹」、「化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について²」に記載された情報源から情報収集及び信頼性の確認を行い、「化審法におけるスクリーニング評価手法について【改訂第3版】³」に基づき付与している。

暴露クラスは、化審法に基づき、事業者等から届出のあった製造・輸入・出荷数量及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味して付与している。

3. 評価の実施対象

今回の評価は、優先評価化学物質として令和4年度実績の製造・輸入数量等の届出があった物質のうち、「人健康影響」のみ、あるいは、「生態影響」のみが指定根拠となっている物質を評価の対象とする。なお、現時点までに優

¹ 化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について【改訂第2版】
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria03.pdf

² 化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria04.pdf

³ 化審法におけるスクリーニング評価手法について【改訂第3版】
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening.pdf

先評価化学物質の指定を取り消した物質は今回の評価の対象外とする。

4. 評価結果

2. の評価方法に沿って評価を実施した結果、優先評価化学物質の指定根拠に追加することが適当と考えられる物質はなかった。

なお、「生態影響」のみが指定根拠である優先評価化学物質 通し番号 86「 α －（ノニルフェニル）－ ω －ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル）」は、化審法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百十号）⁴に基づき、令和7年4月1日に第二種特定化学物質に指定される。当該物質は現在得られる情報及び知見から環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至ったことから、第二種特定化学物質への指定に伴い、化審法第十一条第二号ロの規定に基づき、優先評価化学物質の指定を取り消すこととする。

優先評価化学物質の評価結果については以下のとおり。

指定済みの優先評価化学物質への暴露クラス付与結果	: 資料 2－2
人健康影響に関する優先度付与結果	: 資料 2－3
生態影響に関する優先度付与結果	: 資料 2－4
専門家の詳細評価による優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価（スクリーニング評価に準じた評価）結果（案）	: 資料 2－5

⁴ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百十号）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/hourei/2024kaiseireibun_npe.pdf